会 議 録

会議の名称	第1回 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会
開催日	令和3年9月17日(金)
開催時間	開会 19時00分 閉会 20時45分
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎 4階 大会議室
議長(委員長・会長)	
氏 名	会 長 石 﨑 一 記
出席者(委員) 氏 名 (出席者数)	石 﨑 一 記 (会 長) 佐藤芳隆(副会長) 吉田全利、関根茂夫、奥山龍一、奥木美恵子 土 橋 純、眞 鍋 透、関 根 勇、宮田忠夫 代みさき、陸田典志、酒巻喜久子
	(13 名)
欠席者(委員)氏名	
(欠席者数)	藤原将人 (1名)
事務局職員職人名	教育長 望月 栄 教育部長 齊藤隆志 教育部参与 大島進 教育部副部長兼学務課長 宮野和幸 教育部参事兼教育総務課長島沢保行教育総務課主査 島恭司教育総務課副主査新井洋平教育総務課主任 堀智紀
傍聴の可否	可(廃職之0夕)
(傍聴者数)	可(傍聴者 0 名)

_				
	会議次第	2 3 4 5 6 7 8	開会のことば 誘嘱状の交付 らいさつ 影員紹介及び事務局紹介 念長及び副会長選出 念長あいさつ 諮問 護題)諮問事項についての補足説明及び質疑 引会のことば	
	配布資料	資 資 資 資 資 資	2 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会傍聴規程3 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会委員名簿	

L

(決定事項)

- ・会長に石﨑委員、副会長に佐藤委員を選出した。
- ・審議会については、原則公開とし、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会 傍聴規程に基づき原案どおり決定とした。
- ・本審議会の取組スケジュールとして、令和3年度は3回の審議会の開催を 予定している。今回水泳授業及びプール施設のあり方について審議し、第2 回にて答申をいただいた後に、年度末には第3回を開催し、改めて、市内小 中学校の適正規模及び適正配置についての諮問を行う。
- ・次回の審議会は10月29日(金)午後7時から開催することとする。

(主な意見と事務局等の見解)

- ・水泳の指導に関しては、学習指導要領にて必修になっていないのか。
 - →学校では1、2年生のプール授業は必修となっている。しかし、適切な プール施設の確保が困難な場合には、行わなくても良いと記載されてい る。
- ・民間プール施設の活用は検討していないのか。
 - →他市には、民間の施設にて授業を行っている学校はある。鴻巣市の場合、 市内に2カ所しかないため、移動、着替え等に相当数の時間がかかって しまい、指導時間の確保が難しい。授業時間を2時間にまとめれば確保 できるのではないかという意見もあるが、子どもの学習方法として、ま とめて行うのではなく、分散して繰り返し行うことが重要なのではない かと考えている。
- ・維持される小学校を使用し、プールの授業は行えないのか。
 - →鴻巣東小学校と鴻巣中学校、赤見台第一小学校と赤見台中学校のように 距離が近いところであれば、プールを共有することは可能ではないかと いうことは検討した。しかし、小学校と中学校のプールでは深さが異な ってくるため、事故の危険性が高い。
- ・民間の施設は2つしかないということだが、一部の地域は民間の施設を使用し、小学校と中学校が近いところはプール施設を併用する等の柔軟な対応はできないのか。
 - →民間の施設を使用する課題として、授業時間が限られているという課題 がある。また柔軟な対応を行った結果、プールの授業を行わない学校が あると公平性に欠けてしまう。
- ・ここ数年の猛暑による、日射病や熱中症の危険性を考慮し、プールの授業 時間が減少しているのは聞いている。そのような中、費用対効果を考え、

プールの授業を廃止することはやむを得ないと思っている。しかし、移動時間等の課題はあるが、スイミングスクールやスポーツジムといった民間施設の使用は引き続き検討してもらいたい。

- ・小学生と中学生でプールに対する姿勢が異なるのは、学習指導要領が異なることが要因の1つだと思う。小学校は水に親しむことを目的としているが、中学生になると泳力の向上が目的となる。
- ・中学校のプールが嫌で、プールのない高校を希望している子もいる。生理 や男子と一緒に入ることへの抵抗といった子ども達の気持ちの面も考慮し ないといけないのではないか。
 - →女子生徒はもちろんのこと、昨今ではLGBTのような性の多様性に関するところも配慮すべきことだと考えている。
- ・全ての学校で一斉に廃止されるのか、それとも、修繕を行わない中でその 都度廃止していくのか。
 - →令和4年の4月から一斉に廃止と考えている。
- ・現場の意見としては、子どもの心身の健全な育成という点からいうと、プ ールはそれなりに効果があると思う。

中学校プールが無くなることの問題点は、大きく4点あると考えている。

- 1点目は水泳スキルの後退。2点目は水難事故防止のための授業の減少。
- 3点目は 40℃近い気温の中、水泳授業の代わりに何の授業を行うのか。 4点目はプール施設の活用方法。
- ・プール施設の取り壊しにおいて、具体的な計画はあるのか。
 - →道路工事の関係で取り壊しになる学校もある。残した場合は、防火水槽 としての役割等があるのではないかと思う。 8 校で状況はそれぞれ異な るので、学校ごとに検討していくところである。
- ・水泳事故防止に関することについては、必ず行うことと学習指導要領で記載されている。これは知識としてなのか、それとも、着衣水泳等の実技としてなのか。
 - →座学にて取り上げられることになると思う。
- ・プールの代替種目として、学校の特色を出して考えることは、先生の負担 になってしまうのか。
 - →負担という点では、水泳授業のほうが負担に感じると思う。 特色を出していくという点では、パラリンピックで行われているような ユニバーサル種目を行うことや市内で一番を目指してよさこい等、ダン スの授業に時間を割くのも、プールの代替授業になりうるとは思われる が、夏の暑さという課題が残る。

- ・施設が壊れるまでの期間、プール水泳の授業を行っていることを特色としている学校があってもよいと思う。
- ・水泳指導上の先生方の負担はどれくらいになるのか。
 - →保健体育の教員を 2 人、他教科の教員を 2 人の合計 4 人を配置して授業を行っている。
- ・ごみ処理場等を建設した場合、温水プール施設を併設することで、1年中 授業ができるようにならないのか。
 - →仮にごみ処理施設に温水プール施設が建設された場合、今後、水泳授業 のあり方を検討していくことであろう小学校を優先的に検討していくこ とになると思う。
- ・10時間の水泳授業で、どの程度泳力の向上が見込まれるのか。
 - →当然、水泳授業を実施しないことに比べれば、実施することで一定の効果はあると思う。
- ・林間学校や修学旅行の代わりに、プール施設があるところを利用して、水 泳をテーマにした課外授業は行えないのか。
 - →現在行われている林間学校の代わりに行うことは可能ではあるが、学年 全体を受け入れることが可能な施設があるのかということや女子生徒等 のプール授業における気持ちを考慮すると実施は厳しいと思う。
- ・現状、何の改修もせずにプールの授業を行える学校はあるのか。
 - →コロナの関係で2年間プールの授業を行っていないこともあり、来年度 以降行うのであれば、改修は必須となっている。
- ・今後、小学校のプール施設も改修は必要となってくるとは思うが、小学校 でもプールの授業を廃止する可能性はあるのか。
 - →小学校と中学校では、学習指導要領が異なる。プールの授業は必須となっているため、今後、状況は変わる可能性はあるが、現状では小学校の プールは維持していく考えである。
- ・水泳を専門としている先生を中心に、水泳を行いたい生徒を募集し、イベントのようなものを開催するのもいいと思う。
- ・鴻巣市では、公共施設の管理計画を策定しているが、財政状況に伴い修繕 にかかる費用が全く追いつかないのが現状である。プール施設以外にも修 繕が必要な個所は多々あり、例えば、蛍光灯からLEDへの交換といった ものも挙げられる。子どもたちが快適で安全に学校生活が送れるよう、何 を優先的に取り組むべきか考える必要がある。